

昭和四十四年法律第八十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

目次

第一章 保険関係の成立及び消滅（第三条—第九条）

第二章 労働保険料の納付の手続等（第十条—第十六条）

第三章 行政手続法との関係（第三十七条—第三十九条）

第四章 労働保険事務組合（第三十三条—第三十一条）

第五章 第一章 総則（第三十二条）

第六章 雜則（第三十九条—第四十五条の二）

第七章 訽則（第四十六条—第四十八条）

附則（第三十七条）

第一章 総則（趣旨）

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 (定義)

この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六十六号）による雇用保険（以下「雇用保険」といいう。）を総称する。

この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他の名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいふ。

この法律において「保険年度」とは、四月一日から翌年三月三十日までをいう。

第三条 (保険関係の成立) 労災保険法第三条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する。

第四条 (雇用保険法第五条第一項の適用事業の事務)

事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

第四条の二 (保険関係の成立の届出等)

前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

第五条 (保険関係が成立している事業の事業主は、前項に規定する事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定める期間内にその旨を政府に届け出なければならない。

第六条 (保険関係の消滅)

保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

第七条 (有期事業の一括)

二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の適用については、その全部を一の事業とみなすこと。

第八条 (有期事業の一括)

一 事業主が同一人であること。
二 それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。

第九条 (有期事業の一括)

三 それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
四 全部又は一部と同時にを行なわれること。
五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

第十条 (労働保険料)

政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

第十一条 (一般保険料)

前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

第十二条 (第一種特別加入保険料)

前項の規定により徴収する保険料（以下「第一種特別加入保険料」といいう。）は、次のとおりとする。

第十三条 (第二種特別加入保険料)

前項の規定により徴収する保険料（以下「第二種特別加入保険料」といいう。）は、次のとおりとする。

第十四条 (第三種特別加入保険料)

前項の規定により徴収する保険料（以下「第三種特別加入保険料」といいう。）は、次のとおりとする。

第十五条 (印紙保険料)

前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいふ。

第十六条 (一般保険料の額)

一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

第十七条 (一般保険料の額) 一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

第十八条 (厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合における適用)

この法律において「請負」には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなす申請をし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

第十九条 (前項に規定する場合における元請負人及び下請負人)

前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

第二十条 (請負事業の一括)

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなす。

第二十一条 (請負事業の一括)

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなす。

第二十二条 (請負事業の一括)

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなす。

第二十三条 (請負事業の一括)

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなす。

労働省令で定める要件に該当するものに関するもので、該事業主が当該二以上の事業について成立しておればならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）、複数業務要因災害（同項第二号の複数業務要因災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第三号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定するいづれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

第三章 労働保険料の納付の手続等

第四条 (雇用保険法第五条第一項の適用事業の事務) 事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

第五条 (保険関係の成立の届出等) 前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

第六条 (保険関係の消滅) 保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

第七条 (有期事業の一括) 二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の適用については、その全部を一の事業とみなすこと。

第八条 (有期事業の一括) 一 事業主が同一人であること。
二 それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。

第九条 (有期事業の一括) 三 それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
四 全部又は一部と同時にを行なわれること。
五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

第十条 (労働保険料) 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

第十一条 (一般保険料) 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」といいう。）は、次のとおりとする。

第十二条 (第一種特別加入保険料)

第十三条 (第二種特別加入保険料)

第十四条 (第三種特別加入保険料)

第十五条 (印紙保険料)

第十六条 (一般保険料の額) 一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

第十七条 (一般保険料の額) 一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

第十八条 (厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合における適用)

この法律において「請負」には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなす申請をし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

第十九条 (前項に規定する場合における元請負人及び下請負人)

前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

第二十条 (請負事業の一括)

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなす。

第二十一

えた額と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、前項の規定による労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額）から非業務災害率（労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去三年間の複数業務要因災害に係る災害率、通勤災害に係る災害率、二次健康診断等給付に要した費用の額及び厚生労働省令で定めるところにより算定された労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から第十三条の厚生労働大臣の定める率を減じた率をいう。第二十条第一項各号及び第二項において同じ。）に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかつた者に係る保険給付に要する費用その他的事情を考慮して厚生労働省令で定める率（第二十条第一項第一号において「第一種調整率」という。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超える場合は、当該事業についての前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を百分の四十の範囲内において厚生労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

一百人以上の労働者を使用する事業二二十人以上百人未満の労働者を使用する事業であつて、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が厚生労働省令で定める数以上であるもの前二号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める規模の事業

率のうち雇用保険法の規定による労災保険率及び同法第六十四条に規定する事業に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。）千分の三・五（第一号ハに掲げる事業については、千分の四・五とし、第十項又は第十一項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

二 事業費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。）千分の三・五（第一号ハに掲げる事業については、千分の四・五とし、第十項又は第十一項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

三 二事業費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。）千分の五（第八項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

四 二事業費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。）千分の六（第八項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

五 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項及び第四項の規定による国庫の負担額（同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。）、同条第五項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十

四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定に相当する部分の率をいう。以下同じ。）

六 厚生労働大臣は、毎会計年度において、雇用保険料額の総額と同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額（以下この項及び第十項において「一般保険料徴収額」という。）から当該一般保険料徴収額に育児休業給付費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額（第八項第一号において「育児休業給付費充当徴収保険料額」という。）及び当該一般保険料徴収額を二事業費充当徴収保険率で除して得た率を乗じて得た額（第八項第一号において「二事業費充当徴収保険料額」という。）の合計額を減じた額並びに印紙保険料の額の総額の合計額をい

う。

七 厚生労働大臣は、第五項の規定により失業等給付費充当徴収保険率を変更するに当たつては、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（第三十一条及び第三十二条において「被保険者」という。）の雇用及び失業の状況その他的事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障がないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

八 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険率を千分の四とすることができる。

九 二 翌々年度育児休業給付額予想額 厚生労働大臣は、前項の規定により育児休業給付費充当徴収保険率を変更するに当たつては、雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する育児休業の取得の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る育児休業給付の支給に支障がないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業（育児休業給付に係るものに限る。）に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

一〇 二 翌々年度育児休業給付額の合計額 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十

三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第一号ハに掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の二・五倍に相当する額を超えるに至った場合は、二事業費充当徴収保険率を一年間千分の三・五の率(同号ハに掲げる事業については、千分の四・五の率)から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

(第一種特別加入保険料の額
第一四三 第二重特別加入保険料)

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険適用を受けることができることとされた者(次項において「第二種特別加入者」という)について同条第一項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業

については、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途中に労災保険法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途中に労災保険法第三十六条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に関する限りでは、それぞれ当該承認があつた日から五十日以内）に納付しなければならない。次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度に使用するすべての労働者

1

ノ 労災保険法第三十四条第一項の承認及び
労災保険法第三十六条第一項の承認に係る
事業にあつては、その使用するすべての労
働者に係る賃金总额の見入額につゝて前号

第十二条の二 前条第三項の場合において厚生

ら労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率（以下「第一種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

第十五条 事業主は、
(概算保険料の納付)

第三種特別加入保険料の額は、第

第十四條の二 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入保険料の額は、

る事業（ハの事業を除く。）にあつては、

第十三條 第一種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十一条第一項の規定による。

率について準用する。この場合において同項中「第二重序句」^{（二重の意味）}は、「第三重

加入保険料率を乗じて算定した第一種特別

—

について前号の規定の例により算定した一般的保険料及び労災保険法第三十四条第一項の承認に係る全期間における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 前項第三号の事業につては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

4 政府は、事業主が前二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるとときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないと認めるときは、労働保険料の額を決定し、これにて算定した第二種特別加入保険料を事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した申告書の記載に誤りがあるとき、又はその申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるとときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないと認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

五 条から前条までの規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。(確定保険料)

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める労働保険料の額を、次の保険年度の六月一日から四十日以内(保険年度の中途中に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日)、保険年度の中途中に保険関係が消滅した日(保険年度の中途中に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しても、当該承認が取り消された日)、保険年度の中途中に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しても、当該承認が取り消された日)から五十日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者(保険年度の中途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者)に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 第十五条第一項第二号の事業にあつては、次に掲げる労働保険料

イ 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第三十四条第一項の承認に係る全期間における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

ロ 第十五条第一項第二号ロの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

四 第十五条第一項第二号ハの事業にあつては、前号の規定の例により算定した第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

ハ 第十五条第一項第二号ハへの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に係る労働保険料の額に足りないときは、その不足額を、納付した労働保険料がないときは、前二項の労働保険料を前二項の申告書に添えて、有期限の総額に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

二 政府は、前項の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。(概算保険料の延納)

第十八条 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が第十九条

五 五条から前条までの規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。(確定保険料)

第六条 事業主は、納付した労働保険料の額が第一項の規定により算定した第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないとときは、その不足額を、納付した労働保険料がないときは、同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、厚生労働省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該承認が取り消された日(当該保険関係が消滅した日)から五十日以内に提出しなければならない。

二 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、当該承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日(当該保険関係が消滅した日)から五十日以内に提出しなければならない。

三 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

四 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第三十四条第一項の承認に係る全期間における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

五 第十五条第一項第二号ハの事業にあつては、前号の規定の例により算定した第三種特別加入保険料

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に係る労働保険料の額に足りないときは、その不足額を、納付した労働保険料がないときは、前二項の労働保険料を前二項の申告書に添えて、有期限の総額に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

二 第十五条第一項第二号ハへの事業にあつては、前号の規定の例により算定した第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

三 第十五条第一項第二号ハへの事業にあつては、前号の規定の例により算定した第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

四 第十五条第一項第二号ハへの事業にあつては、前号の規定の例により算定した第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

五 第十五条第一項第二号ハへの事業にあつては、前号の規定の例により算定した第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

た額を加えた額に第一種調整率を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超える、又は百分の七十五以下であつて、その割合がその日以後において変動せず、又は厚生労働省令で定める範囲を超えて変動しないと認められるとき。

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかかった者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第二種調整率（業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、有期事業に係る業務災害に関する保険給付で当該事業が終了した日から九箇月を経過した日以後におけるものに要する費用その他的事情を考慮して厚生労働省令で定める率をいう。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超える、又は百分の七十五以下であるとき。

前項の規定は、第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額について準用する。この場合に第一項とあるのは「第十三条」と、「非業務災害率」とあるのは「特別加入非業務災害率」と読み替えるものとする。

三 政府は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により労働保険料の額を引き上げ又は引き下げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額を徴収し、未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付するものとする。

四 第十七条第二項の規定は、前項の規定により差額を徴収する場合について準用する。（追徴金）
二 厚生労働大臣は、第十二条第五項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額

（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しないればならなくなつた場合は、この限りでない。

二 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する労働保険料又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

三 第十七条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

二 勤労保険料又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

三 第十七条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

きは、その変更された額。以下「第一級保険料日額」という。）、前項第二号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第二級保険料日額」という。）及び前項第三号の印紙保険料の額（その項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。）を、当該第三項の規定に定めるところにより、変更するものとする。

二 前項の場合において、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更前と変更後における第三十一条第一項及び第二項の規定による労働保険料の負担額が均衡するように、厚生労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

三 前項の規定により同項に規定する第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額の変更の比率に応じて変更するものとする。

四 厚生労働大臣は、雇用保険法第四十九条第一項の規定により同項に規定する第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額の二分の一に相当する額に満たないと認められるに至った場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、印紙保険料の額の変更手続をすることできず、かつ、緊急の必要があるときは、厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を変更することができる。

五 前項の場合は、厚生労働大臣は、次の国会において、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を表示して納付印を押すことによつて印紙保

料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額は、その変更のあつた日から一年を経過した日から、同項の規定による変更前の第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額に変更されたものとみなす。

第二十三条 事業主（第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保

労者を使用する下請負人。以下この条から第五条まで、第三十一条、第三十二条、第四十二条、第四十三条及び第四十六条において同じ。）は、日雇労働被保険者に賃金を支払う都度その者に係る印紙保険料を納付しなければならない。

第二十四条 事業主（第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料の納付）

規定期間により同項に規定する第一級給付金の納期限とが同時に到来するものが厚生労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付日の日が納定期限後であるときにおいても、その納付は、納定期限においてされたものとみなして、第二十七条及び第一十八条の規定を適用する。

二 前項の承認を受けた事業主に係る労働保険料のうち、この章の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納定期限とが同時に到来するものが厚生労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納定期限後であるときにおいても、その納付は、納定期限においてされたものとみなして、第二十七条及び第一十八条の規定を適用する。

三 前項の規定による印紙保険料の納付は、事業主が、雇用保険法第四十四条の規定により当該日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保

労者手帳（以下「日雇労働被保険者手帳」といふ。）に雇用保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。

四 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、印紙保険料納付計器（印紙保険料の保全上支障がないことにつき、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定を受けた計算器で、厚生労働省令で定める形式の印影を生ずべき印（以下「納付印」という。）を付したも

のを）。を、厚生労働大臣の承認を受けて設置した場合には、前項の規定にかかるわらず、当該印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによって印紙保

料を納付することができる。

五 第三項の規定による印紙保険料の納付の方法について必要な事項は、厚生労働省令で定め

働被保險者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。
(帳簿の調製及び報告)

第二十四条 事業主は、日雇労働被保險者を使用した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、印紙保険料の納付に關する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末日までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

(印紙保険料の決定及び徴収金)

第二十五条 事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

事業主が、正当な理由がないと認められるにまかわらず、印紙保険料の納付を怠つたときは、そのままの規定により決定された印紙保険料の端数は、切り捨てる。この百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠つた印紙保険料の額が千円未満であるときは、この限りでない。

第三条 第二項の規定は、前項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

怠つた印紙保険料の額が千円未満であるときは、この限りでない。

第二十六条 雇用保険法第二十二条第五項に規定する者（以下この項において「特例対象者」という。）を雇用していた事業主が、第四条の規定により雇用保険に係る保険関係が成立しているにもかかわらず、第四条の二第一項の規定による届出をしていなかつた場合には、当該事業主（当該事業主の事業を承継する者を含む。以下この条において「対象事業主」という。）は、特例納付保険料として、対象事業主が第十五条第一項の規定による納付する義務を履行していないものに限る。）の額（雇用保険率に応ずる額を加算した額を納付することができる。厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。）の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行ふことができない場合は、この限りでない。

3 対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。

4 政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。

5 対象事業主は、第三項の規定による申出を行つた場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第二十七条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によって督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

第二十八条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納定期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六八セント（当該納定期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 前項の場合において、労働保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる労働保険料の額は、その納付のあつた労働保険料の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の労働保険料の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に對応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を完納したとき。

二 紳士義務者の住所又は居所がわからなかっため、公示送達の方針によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第二十九条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第三十条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(労働保険料の負担)

3 第二条第一項第一号の事業に係る被保険者の二分の一に掲げる額から口に掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額

一 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者の二分の一の額

ロ イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額の二分の一の額

二 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者の二分の一の額から口に掲げる額を減じた額

三 日雇労働被保険者は、前項の規定によるその二分の一の額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を負担する

(賃金からの控除)

第三十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除することができることにより、前条第一項又は第二項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除することができる。

この場合において、事業主は、労働保険料の使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

一 督促状に指定した期限までに労働保険料を納付しなければならない。

2 第八条第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第一項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除する。

3 第一項の規定は、前項の規定により下請負人が委託を受けた場合について準用する。

(第四章 労働保険事務組合)

第三十三条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めのところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」といいう。）を処理することができる。

2 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体（以下「労働保険事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、労働保険法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令（以下「労働保険関係法令」という。）の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不當であると認

めるべきは、第二項の認可を取り消すことがで
きる。

(労働保険事務組合に対する通知等)

第三十四条 政府は、労働保険事務組合に労働保
険事務の処理を委託した事業主に対してもべき
労働保険関係法令の規定による労働保険料の納
入の告知その他の通知及び還付金の還付につ
ては、これを労働保険事務組合に対してもするこ
とができる。この場合において、労働保険事務
組合に対してした労働保険料の納入の告知その
他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対
してしたものとみなす。

(労働保険事務組合の責任等)

第三十五条 第三十三条第一項の委託に基づき、
事業主が労働保険関係法令の規定による労働保
険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働
保険事務組合に交付したときは、その金額の限
度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該
徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金
又は延滞金を徴収する場合において、その徴収
について労働保険事務組合の責めに帰すべき理
由があるときは、その限度で、労働保険事務組
合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに
任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組
合が納付すべき徴収金については、当該労働保
険事務組合に対して第二十七条第三項(労災保
険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項
並びに雇用保険法第十条の四第三項において準
用する場合を含む)の規定による処分をして
もなお徴収すべき残余がある場合に限り、その
残余の額を当該事業主から徴収することができ
る。

4 労働保険事務組合は、労災保険法第十二条の
三第二項の規定及び雇用保険法第十条の四第二
項の規定の適用については、事業主とみなす。
(帳簿の備付け)

第三十六条 労働保険事務組合は、厚生労働省令
で定めるところにより、その処理する労働保
険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備
えておかなければならぬ。

第五章 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第三十七条 この法律(第三十三条第二項及び第
四項を除く。)の規定による処分については、
行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章
及び第三章の規定は、適用しない。

第三十八条 削除

第六章 雜則

(適用の特例)

第三十九条 都道府県及び市町村の行う事業その
他の厚生労働省令で定める事業については、当該
事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に
係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの
法律を適用する。

2 国の行なう事業及び前項に規定する事業につ
いては、労働者の範囲(同項に規定する事業の
うち厚生労働省令で定める事業については、労
働者の範囲及び一般保険料の納付)に関し、厚
生労働省令で別段の定めをすることができる。

3 第三十三条第一項の委託に基づき、
(時効)

第四十条 刪除

(時効)

第四十一条 労働保険料その他のこの法律の規定に
よる徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権
利は、これらを行使することができる時から二
年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 政府が行う労働保険料その他この法律の規定
による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の
更新の効力を生ずる。

(報告等)

第四十二条 行政庁は、厚生労働省令で定めると
ころにより、保険関係が成立し、若しくは成立
していない事業の事業主又は労働保険事務組合若
しくは労働保険事務組合であつた団体に対し
て、この法律の施行に関し必要な報告、文書の
提出又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必
要があると認めるときは、当該職員に、保険関
係が成立し、若しくは成立していた事業の事業
主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務
組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者
に対して質問させ、又は帳簿書類(その作成、
備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子の方
式、磁気的方式その他の知覚によつては認識
することができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供される
ものをいう。)の作成、備付け又は保存がされ
ている場合における当該電磁的記録を含む。)
の身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があ
るときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(資料の提供)

第四十三条の二 行政庁は、保険関係の成立又は
労働保険料に関し必要があると認めるときは、
官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地そ
の他必要な資料の提供を求めることができる。

(経過措置の命令への委任)

第四十四条 この法律に基づき政令又は厚生労働
省令を制定し、又は改廃する場合においては、
それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又
は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内
において、所要の経過措置を定めることができ
る。この法律に基づき、厚生労働大臣が労災保
険率その他の事項を定め、又はこれを改廃する
場合においても、同様とする。

(権限の委任)

第四十五条 この法律に定める厚生労働大臣の權
限は、厚生労働省令で定めることにより、そ
の一部を都道府県労働局長に委任することがで
きる。

(厚生労働省令への委任)

第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該當
するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下
の罰金に處する。労災保険法第三十五条第一項
に規定する団体が第五号又は第六号に該当する
場合におけるその違反行為をした当該団体の代
表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同
様とする。

1 第二十三条第二項の規定に違反して雇用保
険印紙をはらず、又は消印しなかつた場合
2 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えて
おらず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記
載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報
告をした場合

3 第四十二条の規定による命令に違反して報
告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文
書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文
書を提出した場合

4 第四十三条第一項の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

5 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

6 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

7 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

8 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

9 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

10 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

11 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

12 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

13 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

14 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

15 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

16 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

17 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

18 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

19 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人そ
の他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円
以下の罰金に処する。

一 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて
おらず、又は帳簿に労働保険事務に関する事
項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした文
書を提出した場合

二 第四十二条の規定による命令に違反して報
告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文
書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文
書を提出した場合

三 第四十三条第一項の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

四 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

五 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

六 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

七 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

八 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

九 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十一 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十二 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十三 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十四 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十五 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十六 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十七 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十八 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

十九 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

二十 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

二十一 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

二十二 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

二十三 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

二十四 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

二十五 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

二十六 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

二十七 第四十三条の二の規定による当該職員の同
じ質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合

するときは、第一項の申請をしなければならない。

4 雇用保険法第五条第一項の適用事業に該当する事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

第三条 雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至つた場合における第四条の規定の適用事業が開始されたものとみなす。

（雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置）

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行うことができない。
（増加概算保険料の納付に関する暫定措置）

第五条 第十六条の規定は、第十二条第一項第二号又は第三号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保険料率が変更した場合において厚生労働省令で定める要件に該当するときにおける当該変更に伴う労働保険料の増加額の納付について準用する。

（不利益取扱いの禁止）

第六条 事業主は、労働者が附則第二条第一項の規定による保険関係の成立を希望したことを探して、労働者に対しても解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（罰則）

第七条 事業主が附則第二条第三項又は前条の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第八条 削除
（印紙保険料の額の変更に関する暫定措置）

第九条 当分の間、第二十二条第四項の規定による印紙保険料の額の変更については、同項中

「雇用保険法第四十九条第一項」とあるのは「雇用保険法第四十九条第一項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十一条第三項及び第四項」とする。

「同項に」とあるのは「雇用保険法第四十九条第二項に」と、「同項の」とあるのは「同項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第十二条第三項及び第四項」として、同項の規定を適用する。

（失業等給付費等充当徴収保険率の変更に関する暫定措置）

第十条 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「同条第一項第十四号の規定による国庫の負担額を除く。」、同条第五項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額」とあるのは、「同条第一項第十三号から第五号までの規定による国庫の負担額を除く。」、同法第六十六条第五項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項において読み替える國庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）とする。

第十一条 第十条の二 令和六年度から令和八年度までの各年度における前条の規定の適用については、同条中「同法附則第十三条第一項」とあるのは、「同法附則第十三条第一項の規定による国庫の負担額（介護休業給付金に係る国庫の負担額を除く。）、同法附則第十四条第一項」とする。

第十二条 第二十八条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十九条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいふ。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準

割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合とする。）とする。

附則 （昭和四五年四月一日法律第一三号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十年十二月三十一日から施行する。

附則 （昭和四七年四月二十八日法律第一八号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十年十二月三十一日から施行する。

附則 （昭和四八年五月二二日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度の予算から適用する。

附則 （昭和四八年九月二一日法律第八八号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 （昭和四八年九月二二日法律第八八号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度の予算から適用する。

附則 （昭和四九年一月二二日法律第一一七号）抄
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 （昭和五一年五月二七日法律第三二号）抄
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

に係る災害率又はその予想値」と、同条第三項中「過去三年間の通勤災害に係る災害率」とあるのは「昭和四十八年改正法の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度における通勤災害に係る災害率又はその予想値」とする。

第十八条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十七条の規定は、この法律の施行の際現に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料については、適用しない。

附則 （昭和四九年一二月二二日法律第一三号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

。

保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額」を加える部分を除く。」及び附則第十一条の規定 昭和五十年十二月三十一日

(第三条の規定の施行に伴う経過措置) 第十一条 附則第一条第一項第四号に定める日ににおいて、第三条の規定による改正前の労働保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という)第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に関する第三条の規定による改正後の徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「労災保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるもの」とあるのは、「労災保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるもの(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十二号)附則第一条第一項第四号に定める日後に発生した業務災害の原因である事故に関して行われたものに限る。)」とする。

第十二条 第三条の規定による改正後の徴収法第十四条の二第一項の規定の適用については、附則第六条の政令で定める日までの間は、同項中「業務災害及び通勤災害に係る災害率」とあるのは、「業務災害に係る災害率」とする。

第十三条 第三条の規定による改正後の徴収法第二十条第一項の労働省令で定める有期事業であつて、施行日前に第三条の規定による改正前の徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに関する同項の規定の適用については、同項中「保険給付の額に加えた額」とあるのは「保険給付の額」と、同項第一号中「同条第一項第一号」とあるのは「第十二条第一項第一号」とする。(政令への委任)

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和五一年五月二七日法律第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から

施行する。ただし、第十条及び附則第四条から施行する。ただし、第十条及び附則第四条から

第六条までの規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項ただし書及び第五項の規定は、附則第一条ただし書きにて適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、昭和五十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例によることとする。前項に規定するものほか、前条の規定により規定する労働保険料については、なお従前の例による労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五二年五月二〇日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十二年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第六十

六条第三項第三号の改正規定(「千分の三」を「千分の三・五」に改める部分に限る。)、第二

条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の改正規定及び同条第五項の改正規定(「千分の三・五」から千分の十五・五まで」を「千分の十一・五から千分の十五・五まで」に改める部分及び「千分の十三から千分の十七まで」を「千分の十三・五から千分の十七・五まで」に改める部分に限る。)、次条第一項の規定並びに附則第五条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第四条から第六条までの改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

第二条 第二条の規定による改正後の労働保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という)第十二条第四項の規定は、昭和五十三年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五四年六月八日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年一二月五日法律第一〇四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年五月一七日法律第三九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年七月一三日法律第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月一一日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月一一日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。

事由が生じた年金たる保険給付以外の保険給付に限る。)と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額(一般保険料又は第一種特別加入保険料の額の算定の基礎となつた期間のうち同日以前の期間がある場合には、同日以前の期間に係る一般保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額と第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額とを合算した額に同日後の期間に係る一般保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額と第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額とを合算した額に調整率を乗じて得た額を加えた額)」と、「同日を」とあるのは「一二月三十一日を」とする。

第一條 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、昭和五

十四年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、昭和五十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五四年六月八日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年七月一三日法律第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月一一日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。

第一條 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、昭和五

十九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、昭和五十九年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年九月一一日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。

第一條 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、昭和五

十九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、昭和五十九年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年九月一一日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第十条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 略

第一条 中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則に一条を加える改正規定、附則第三条の規定、附則第八条中労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)附則第十二項から第十四項までの改正規定(同法附則第十三項に係る部分に限る。)及び附則第九条第二項の規定 平成五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(労働保険料に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の規定は、平成五年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年三月三十日

第一条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、(政令への委任)附則第三条から第七条まで及び第九条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一二月一二日法律第八号)抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 (施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五七号)抄

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

一 及び二 略
三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二条の改正規定及び附則第十七条の規定 平成六年八月一日

四 第一条中雇用保険法第四十八条、第四十九条及び第五十四条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条に一条を加える改正規定並びに附則第十一条及び第十三条第一項の規定 平成六年

九月一日

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年三月二三日法律第三五号)抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 及び二 略
三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 平成九年三月三十日

(施行期日)
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

(施行期日)
第一条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、(政令への委任)附則第三条から第七条まで及び第九条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 及び二 略
三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 平成九年三月三十日

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

(施行期日)
第一条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、(政令への委任)附則第三条から第七条まで及び第九条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一年七月一六日法律第八七号)抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 及び二 略
三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 平成九年三月三十日

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

(施行期日)
第一条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、(政令への委任)附則第三条から第七条まで及び第九条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一月一一日法律第五八号)抄

第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

は第三十条第一項の承認が取り消された事業を含む。)に係る旧徴収法第十九条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書であつて、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)による提出の期限が到来していないものの提出の期限及び同条第三項の規定により納付すべき労働保険料であつて、同月一日の前日までに同項の規定による納付の期限が到来していないものの納付の期限については、新徴収法第十九条第一項及び第十三条第一項の規定 平成六年

九月一日

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 及び二 略
三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 平成九年三月三十日

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

(施行期日)
第一条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、(政令への委任)附則第三条から第七条まで及び第九条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一年七月一六日法律第八七号)抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 及び二 略
三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 平成九年三月三十日

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

(施行期日)
第一条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、(政令への委任)附則第三条から第七条まで及び第九条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一月一一日法律第五八号)抄

第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)による提出の期限及び同条第三項の規定により納付すべき労働保険料であつて、同月一日の前日までに同項の規定による提出の期限が到来していないものの提出の期限及び同条第三項の規定により納付すべき労働保険料であつて、同月一日の前日までに同項の規定による提出の期限が到来していないものの提出の期限については、新徴収法第十九条第一項及び第十三条第一項の規定 平成六年

九月一日

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 及び二 略
三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 平成九年三月三十日

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

(施行期日)
第一条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、(政令への委任)附則第三条から第七条まで及び第九条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一月一一日法律第五八号)抄

第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

第百六十二条 施行日前においてこの法律による行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十三条 施行前に規定するもののはか、なお従前の例によることとする罰則の適用については、なお従前の例によることとする罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

第二百五十一条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律)

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。、第三百五条、第三百六条、第三百二
十四条第二項、第三百二十六第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

律(平成十二年法律第二百二十四号。以下「平成十二年改正法」という。)の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く二保険年度における二次健診等給付(同項第三号の二次健診等給付をいう。以下同じ。)に要した費用の額又は二次健診等給付をいう。以下同じ。)に要した費用の額の額又は二次健診等給付に要する費用の予想額と、同条第三項中「及び二次健診等給付に要した費用の額」とあるのは「並びに平成十二年改正法の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く二保険年度における二次健診等給付等給付に要した費用の額」とあるのは「並びに平成十二年改正法の施行の日の属する保険年度及
びこれに引き続く二保険年度における二次健診等給付に要した費用の額又は二次健診等給付等給付に要する費用の額」と、新徴収法第十三条中「過去三年間の二次健診等給付による費用の額」とあるのは「平成十二年改正法の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く二保険年度における二次健診等給付に要した費用の額又は二次健診等給付に要する費用の額」とする。
第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
第二十条第一項の厚生労働省令で定める有期事業であつて、施行日前に同法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお從前の例による。
附 則 (平成一三年四月二五日法律第三五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第六条の規定並びに次条(第二項後段を除く。)及び附則第六条の規定、附則第十二条の規定(社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二二十号の十三の改正規定を除く。)並びに附則第十二条の規定は、同年六月三十日から施行する。
(政令への委任)
第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（平成一五年四月三〇日法律第三
一號）抄
(施行期日)

附 則 (平成一五年四月三〇日法律第三
一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(労働保険料に関する経過措置)

第十四条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という。)附則第九条の規定は、施行日以後の期間に係る労働保険料について適用し、施行日前の期間に係る労働保険料については、なほ前例による。

(一般保険料額表に関する経過措置)

第十五条 施行日以後平成十七年三月三十一日までの期間に係る新徴収法第三十条第一項の規定により被保険者の負担すべき一般保険料の額については、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める一般保険料額表により計算することができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前例による。

附 則 (平成一七年一月二日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条中労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法附則第二条を削り、同法附則第一条の見出し及び条名を削る改正規定並びに附則第十二条の規定 公布の日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第五条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十条第一項の厚生労働省令で定める有期事業であつて、施行日前に司法第三条に規定する

労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十二条、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百五十五条から第一百八十八条まで、第一百二十一条、第一百二十三条规定金機構法の施行日の日(罰則に関する経過措置)

第百四十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第百四十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

し、この法律により改正された雇用保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までに間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条第一項の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定(公布の日)

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年三月三〇日法律第五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年七月六日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(平成二十五年改正法第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定によることとされる場合を含む。)及第十八条第一項において準用する場合を含む。)及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第七十七条第四項において準用する厚生年金保険法第七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合制度等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第五十七条第四項において準用する厚生年金保険法第七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の一、健康保険法第八十一条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)附則第五十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の一、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九条、船員保険法第百八十三条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律により改正された厚生年金保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年五月一日法律第三六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

第二十二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定(施行の日)

附 則 (平成二一年五月一日法律第三六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

第二十二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定(施行の日)

(平成二十五年改正法第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定によることとされる場合を含む。)及第十八条第一項において準用する場合を含む。)及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第七十七条第四項において準用する厚生年金保険法第七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合制度等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第五十七条第四項において準用する厚生年金保険法第七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の一、健康保険法第八十一条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)附則第五十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の一、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九条、船員保険法第百八十三条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律により改正された厚生年金保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十一條並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」といいう。）第三十八条第一項において準用する徵収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第一百四十条第一項の規定による徵収金を含む。）厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第一百四十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第一項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の第四项に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛け金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徵収法第十一条第一項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。（調整規定）

第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正

する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

第一条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第一条の規定（労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第二項たゞし書の改正規定を除く。）、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えての範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置）

第四条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置）

第五条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置）

第六条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置）

第七条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置）

第八条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置）

第九条（施行期日）抄

この法律の規定による改正後の労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十二条労働保険の保険料の徵収等に関する法律第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

第十条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

第十二条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附則（平成二三年五月二〇日法律第四七号）抄

（平成二三年五月二〇日法律第四七号）抄

第一条（施行期日）

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

第一条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第一条の規定（労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第二項たゞし書の改正規定を除く。）、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えての範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この規定は、公布の日から起算して九月を超えての範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第四条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第五条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第八条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第九条（施行期日）抄

この法律の規定による改正後の労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十二条労働保険の保険料の徵収等に関する法律第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

第十条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十二条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附則（平成二三年五月二〇日法律第四七号）抄

（平成二三年五月二〇日法律第四七号）抄

第一条（施行期日）

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

第一条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第一条の規定（労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第二項たゞし書の改正規定を除く。）、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えての範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この規定は、公布の日から起算して九月を超えての範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第四条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第五条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

第八条（施行期日）抄

この法律の規定による改正後の労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十二条労働保険の保険料の徵収等に関する法律第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

第九条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十二条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附則（平成二三年五月二〇日法律第四七号）抄

（平成二三年五月二〇日法律第四七号）抄

される場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十一条及び第三十三条の規定 公布の日
二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険料の徴収等に関する法律第十二条の規定、第五項及び第九項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定 定 平成二十八年四月一日

三 略 第二条中雇用保険法第六十六条第三項第一号の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条の前段の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同一条の改正規定、同法第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同一条に見出しを付する改正規定、同法第十六項十五の二を削る改正規定、同法第十六条

び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起する改正規定及び同条第八項の改正規定、同法第十九条の二を削る改正規定並びに十二条第一項の改正規定並びに附則第九条の規定 令和二年四月一日

第十条 第三条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る労働保険料(同法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(雇用保険率に関する経過措置)

第十三条 附則第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十一条 この法律(附則第一号各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第

九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定並びに同条第四項の改正規定(前項第三号)を「前項第四号」に改める部分を除く。)、同法第三条の規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附则第十一项第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二十二条第二項の改正規定及び同法附则第十九条の改正規定(令和元年度)を「令和三年度」に改める部分を除く。)並びに附則第九条第二項及び第十一项の規定 令和三年四月一日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条において「改正後徴収法」という。)第十二条第五項の規定は、令和二年度以後の年度において同一期間に規定する場合に該当することとなつた場合における雇用保険率の変更について適用する。この場合において、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた施行日前に改正前雇用保険法第六十一条の第四項に規定する休業を開始した者に対して施行日以後に支給される育児休業給付金については、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の規定による育児休

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十六条第三項第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十五条並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定並びに同条第四項の改正規定(前項第三号)を「前項第四号」に改める部分を除く。)並びに附則第九条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附则第十一项第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二十二条第二項の改正規定及び同法附则第十九条の改正規定(令和元年度)を「令和三年度」に改める部分を除く。)並びに附則第九条第二項及び第十一项の規定 令和三年四月一日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第

九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附则第十一项第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二十二条第二項の改正規定及び同法附则第十九条の改正規定(令和元年度)を「令和三年度」に改める部分を除く。)並びに附則第九条第二項及び第十一项の規定 令和三年四月一日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条において「改正後徴収法」という。)第十二条第五項の規定は、令和二年度以後の年度において同一期間に規定する場合に該当することとなつた場合における雇用保険率の変更について適用する。この場合において、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた施行日前に改正前雇用保険法第六十一条の第四項に規定する休業を開始した者に対して施行日以後に支給される育児休業給付金については、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の規定による育児休

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十六条第三項第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十五条並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第

九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附则第十一项第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二十二条第二項の改正規定及び同法附则第十九条の改正規定(令和元年度)を「令和三年度」に改める部分を除く。)並びに附則第九条第二項及び第十一项の規定 令和三年四月一日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条において「改正後徴収法」という。)第十二条第五項の規定は、令和二年度以後の年度において同一期間に規定する場合に該当することとなつた場合における雇用保険率の変更について適用する。この場合において、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた施行日前に改正前雇用保険法第六十一条の第四項に規定する休業を開始した者に対して施行日以後に支給される育児休業給付金については、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の規定による育児休

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十六条第三項第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十五条並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第

九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附则第十一项第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二十二条第二項の改正規定及び同法附则第十九条の改正規定(令和元年度)を「令和三年度」に改める部分を除く。)並びに附則第九条第二項及び第十一项の規定 令和三年四月一日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条において「改正後徴収法」という。)第十二条第五項の規定は、令和二年度以後の年度において同一期間に規定する場合に該当することとなつた場合における雇用保険率の変更について適用する。この場合において、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた施行日前に改正前雇用保険法第六十一条の第四項に規定する休業を開始した者に対して施行日以後に支給される育児休業給付金については、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の規定による育児休

業給付金とみなして、改正後徵収法第十二条第五項の規定を適用する。

令和元年度以前の年度に係る改正後徵収法第十二条第五項の規定による雇用保険率の変更については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次の附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年三月三一日法律第二二二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一百九条の規定 公布の日

附 則 (令和六年五月一七日法律第二二六号)抄

(施行期日)

第一 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定「同条第二項の改正規定(「から第五号まで」を「及び第五号」に改める部分に限る)、同法附則第十四条及び第十四条の二限る)、同法附則第十四条及び第十四条の二

を削る改正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同法附則第二項の改正規定(「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く)、同条を同法附則第十四

条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十条の改正規定(「(育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。)」を削る部分に限る)、同法附則第十条の二及び第十一条の改正規定並びに同法附則第十二条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六

条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定、公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

二 略

第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第四条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第一百一条第二項の改正規定、同法附則第二十条の二第一項の改正規定(「第

一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に改める部分に限る)及び同条第二項の改正規定(「令和四年度」を「令和五年度」に改める部分、「第六項」を「第六項を」に改める部分及び「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く)並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定、令和七年十月一日

第三十四条 令和五年度において第三条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る)による改正後の労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十条(同法附則第十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む)に

より読み替えて適用される労働保険の保険料の徵収等に関する法律第十二条第五項に規定する場合に該当することとなつた場合における第三

条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く)による改正後の労働保険の保険料の徵収等に関する法律(以下「新徵収法」という)第十二条第四項第一号に規定する失業等

給付費等充當徵収保険率の変更について、なお従前の例による。

第三十五条 新徵収法第十二条第八項の規定による同条第四項第二号に規定する育児休業給付費充當徵収保険率の変更については、厚生労働大臣は、施行日前においても、同条第八項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

第三十六条 新徵収法第十二条第八項の規定による同条第八項の規定(「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十六号)第三条の規定(同法附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く)による改正前の第十二条第六項に規定する一般保険料徵収額に同項に規定する育児休業給付率を乗じて得た額(以下この号において「育児休業給付費充當徵収保険料額相当額」という)に

第三十七条 政府は、この法律の施行後五年を

に規定する労働保険料をいう。以下この項において同じ。について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例によること。

は、令和五年度以後の年度において同条第八項に規定する場合に該当することとなつた場合における同条第四項第二号に規定する育児休業給付費充當徵収保険率の変更について適用する。令和五年度についての新徵収法第十二条第八項の規定の適用については、同項第一号イ中「育児休業給付費充當徵収保険料額に」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十六号)第三条の規定(同法附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く)による改正前の第十二条第六項に規定する一般保険料徵収額に同項に規定する育児休業給付率を乗じて得た額(以下この号において「育児休業給付費充當徵収保険料額相当額」という)に

第三十八条 令和六年度についての新徵収法第十二条第八項の規定の適用については、同項第一号イ中「育児休業給付費充當徵収保険料額に」とあるのは「育児休業給付費充當徵収保険料額相当額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十六号)第三条の規定(同法附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く)による改正前の第十二条第六項に規定する一般保険料徵収額に同項に規定する育児休業給付率を乗じて得た額(以下この号において「育児休業給付費充當徵収保険料額相当額」という)に

第三十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第四十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第四十一条 政府は、育児休業給付の財政状況について不斷の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合においては、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項についての検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、育児休業給付の財政状況について不斷の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合においては、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項についての検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法律の施行後五年を

に規定する労働保険料をいう。以下この項において同じ。について適用し、同日前の期間に

規定する労働保険料をいう。以下この項において同じ。について適用し、同日前の期間に